

最上町農観商工ビジネスチャンス支援交付金【応募要領】

町内に事業所を有する事業者が、多様な発想に基づき、地域資源の効果的な活用による産業振興に向けて実践する事業や、町の特産品となりうる商品開発や改良を行い、町の魅力と話題を提供し、観光と交流の活性化へつなげるため、補助金を交付します。

1 補助対象者【(1)～(3)のすべてに該当すること】

- (1) 町内に住所を有する者、町内に事業所を有する個人若しくは法人又は町内に住所を有する者により組織する団体であり、事業を継続して行うことができると認められること。
- (2) 最上町暴力団排除条例に定める暴力団に関係しない者であること。
- (3) 町税等の滞納がないこと。

2 補助対象事業

- (1) 農観商工連携を基軸とする新たなビジネスの創出および発展に関する事業
- (2) 特產品を新たに開発又は、既存の商品を改良し、特產品として商品化する事業

3 補助率・補助金額・補助対象経費

- (1) 補助率：3／4以内
- (2) 補助上限額：補助対象事業(1)ビジネスの創出に関する事業 80万円
補助対象事業(2)商品開発に関する事業 40万円

※消費税相当額は補助対象外となります。また、補助金の額は千円単位（千円未満切捨て）とします。

- (3) 補助対象経費：以下の要件を全て満たす経費となります。
 - ・社会通念上適正な価格で取引されたもの
 - ・補助対象経費として明確に区分できるものであり、またその経費の必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって明確に確認できるもの
 - ・以下の経費区分に該当するもの

経費区分	内容
広告宣伝費等	事業の遂行に必要なチラシ、パンフレット・ポスター等の印刷や広報媒体等を活用するために支払われる経費。 【対象外】交付決定後、補助対象期間中に経費支出をした場合であっても、実際の広報（チラシの配付等）が補助対象期間終了後となる場合には対象外とする。
リース料	事業遂行に直接必要な機器・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費。 【対象外】補助対象期間外のリース料・レンタル料

開発費	商品の試作品や包装パッケージの試作開発に伴う原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工ために支払われる経費。 開発する商品、パッケージ等に要する経費を対象とする。購入する原材料等は、試作品・サンプルとして使用する必要最小限にとどめ、補助事業完了時には使いきることを原則とする。
備品消耗品費	事業の遂行に必要な備品（機器等）の購入に要する経費。 10万円以上の備品・10万円未満の備品（消耗品）本事業に必要なものであり一式として利用するものに限る。
委託・外注費	事業の遂行に必要な指導・助言等を得るために依頼した専門家等に支払われる経費や事業の遂行に必要な調査、試作、開発等を委託するために支払われる経費。
その他	事業遂行に必要な許認可・保険にかかる経費等

対象外経費 人件費、交際費及び食糧費、施設維持に係る経常経費（光熱水費、家賃等）、パソコンやプリンター等、汎用性のある備品

4 補助事業実施期間

(1) 補助事業実施期間

補助金交付決定の日から令和6年2月29日（木）まで。原則として、補助対象経費はこの期間内に実施した活動に要する経費で、かつ、この期間内に支出されるものに限ります。

5 申請手続き

(1) 申請先 産業振興センター商工観光室 TEL 0233-43-2340

(2) 提出書類【1部】

- ① 最上町農商工ビジネスチャンス支援交付金交付申請書（様式第1号）
- ② 最上町農商工ビジネスチャンス支援交付金事業計画書（様式第2号）
- ③ 最上町農商工ビジネスチャンス支援交付金事業経費内訳書（様式第3号）
- ④ 補助対象経費がわかる資料の写し（カタログ、見積書）

(3) 事業スケジュール（予定）

実 施 時 期	
申 請 受 付	令和5年5月29日（月）～6月30日（金）
交 付 決 定	7月中旬
実 績 報 告 期 限	令和6年3月15日（金）

※ このスケジュールは予定であり、前後する場合があります。

6 審査方法・結果の通知

(1) 補助対象事業の決定方法

補助対象事業は、以下の審査項目に基づき審査を行ったうえで、認定を受けた事業を対象として補助金の交付を決定します。

○審査項目

1、以下の要件を全て満たすものであること。要件を満たさない場合には、その申請は失格とし、その後の審査を行いません。

- ① 必要な提出資料がすべて提出されていること
- ② 「1. 補助対象者」及び「2. 補助対象事業」の要件に合致すること
- ③ 町税等の滞納がないこと

2、プレゼンテーションによる審査を行います。申請書類の事業計画を基に、事業趣旨との整合性、事業の的確性、事業への取組姿勢、事業の将来性、実現性、事業費用の適正価格の6つの観点から審査を行い、予算の範囲内で補助事業者を決定いたします。プレゼンテーションの日時、場所等は、申請後事務局からご連絡いたします。

(2) 結果の通知

認定の場合は、補助金交付決定通知書により通知します。

7 補助金の支払い

事業者への補助金の支払いは、原則として事業完了後の精算払いとします。

※ 「事業完了」とは事業計画書に基づく補助事業について、発注・契約、納品・完了・検収、支払い等、事業上必要な手続きが全て完了していることを指します。

8 その他

事業者は、補助事業に係る経理について、その收支の事実を明確にした証拠書類を整理し、事業終了した翌年度から5年間保存しなければなりません。また、町が示す様式において、3年間、年度ごとに当該事業について事業報告をしていただきます。

9 お問合せ先

産業振興センター商工観光室 TEL 0233-43-2340